

# 富山県建設工事等指名停止要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント並びに道路等の維持管理の業務(以下「県工事等」という。)の入札参加の有資格業者に対する指名停止、指名停止の期間の変更及び指名停止の解除(以下「指名停止等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (有資格業者)

第2条 この要領において、「有資格業者」とは、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第2条又は建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第2条に規定する資格者名簿に登載されている者をいう。

## (指名停止)

第3条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

○ 2 前項の規定により指名停止を行ったときは、県工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

## (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

○ 2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期限を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

## (指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事業により別表各号の措置要件の2以上に該当するときは、当該各号ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(I) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの

間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に規定する指名停止の期間の短期より短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に規定する指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24月を超える場合は24月）まで延長することができる。

（指名停止の期間の変更又は指名停止の解除）

第6条 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなつたときは、別表各号、前条又は次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わぬことが明らかとなつたと認めるときは、当該指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第7条 第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事實を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第10号又は第13号に該当したとき。
- (2) 別表第2第10号から第15号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第10号から第12号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による各省各庁の長等による調査の結果、入札

談合等関与行為（同法第2条第5項の入札談合等関与行為をいう。）があり、又はあったことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第10号から第12号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

- (5) 県職員（別に定める公社等の職員を含む。以下同じ。）又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項の行為をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項の規定による談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第13号から第15号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止等の決定）

第8条 県及び別に定める公社等が発注する工事等並びに市町村等が発注する工事等（県が指導監督を行うものに限る。）に係る指名停止等は、当該工事等が農林水産部、警察本部及び企業局の所管のものについては、それぞれ農林水産部長、警察本部長又は企業局長が、それぞれの本庁（局）指名委員会に諮つて決定するものとする。

- 2 前項の場合を除くほか、指名停止等については、土木部長が土木部の本庁指名委員会に諮つて決定するものとする。
- 3 前2項の規定による決定を行つた部局長（次条において「指名停止担当部局長」という。）は、速やかにその内容を関係部局長へ通知するものとする。

（指名停止等の通知等）

第9条 指名停止担当部局長は、当該有資格業者に対し、遅滞なく指名停止等の内容を通知するとともに、その概要を閲覧により公表するものとする。

- 2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等が県工事等に係るものであるときは、指名停止担当部局長は当該有資格業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（一般競争入札の参加資格の停止）

第10条 一般競争入札の入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札までの間において、富山県から指名停止を受けた有資格業者は、一般競争入札の参加資格を停止するものとする。

（随意契約の制限）

第11条 指名停止の期間中の有資格業者については、県工事等の随意契約の相手方とすることができないものとする。ただし、当該業者と契約を締結しなければ県工事等の目的を達することができない特別の理由がある場合で、県工事等を所管する部局長の承認があつたときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第12条 県工事等の全部若しくは一部を、指名停止の期間中の有資格業者が下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

第13条 第8条第1項及び第2項に規定する部局長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告し、又は注意を喚起することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成6年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に行われた廃止前の富山県建設工事等指名競争入札参加有資格者指名停止要領の規定による指名停止等は、この要領の規定に基づいて行われたものとみなす。

(富山県建設工事等指名競争入札参加有資格者指名停止要領の廃止)

- 3 富山県建設工事等指名競争入札参加有資格者指名停止要領（昭和63年6月23日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 現場事故等に対する措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) <p>(1) 県(別に定める公社等を含む。)発注に係る工事等(以下「県発注工事等」という。)の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(過失による粗雑工事等) <p>(2) 県発注工事等の施工に当たり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(3) 県内における工事等で県発注工事等以外のもの(以下「県以外発注工事等」という。)の施工に当たり、過失により当該工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(契約違反) <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(公衆損害事故) <p>(5) 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(6) 県以外発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(工事等の関係者事故) <p>(7) 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(8) 県以外発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) (1) 次のア、イ又はウに掲げる者が県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 8月以上24月以内 6月以上18月以内 4月以上12月以内
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上18月以内 4月以上12月以内 2月以上6月以内
(3) 次のア又はイに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上18月以内 2月以上6月以内
(暴力団関係者) (4) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該事由に該当しなくなつたと認めた日まで
(5) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内

(6) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
(7) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
(8) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
(9) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、県発注工事等に関し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず県への報告及び警察への届出を怠ったとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
(独占禁止法違反行為)	
(10) 県発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上24月以内
(11) 県以外発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4月以上18月以内
(12) 県外の工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上18月以内
(競売入札妨害又は談合)	
(13) 次のア又はイに掲げる者が県発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 8月以上24月以内 6月以上24月以内

(14) 次のア又はイに掲げる者が県以外発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上24月以内 4月以上24月以内
(15) 次のア又はイに掲げる者が県外の工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上24月以内 2月以上24月以内
(建設業法違反行為)	
(16) 県発注工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
(17) 富山県、新潟県及び石川県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
(不正又は不誠実な行為)	
(18) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
(19) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内